

## 龍ヶ崎市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する龍ヶ崎市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（所掌事項）

第3条 総合教育会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) 前3号に関する市長及び教育委員会の事務の調整

（招集）

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

（意見の聴取）

第5条 総合教育会議は、第3条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において市長及び教育委員会の事務の調整が行われた事項については、市長及び教育委員会は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総合政策部企画課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。